

資格試験等に係る単位認定の取扱

令和2年3月12日制定
令和2年4月1日施行
令和5年5月25日改正
令和6年4月1日施行

資格試験等に係る単位認定は、この取扱の定めるところによる。

1 単位認定の取扱

- ① 単位認定対象科目及び単位認定の対象となる資格試験等は別表に定めるところとする。
- ② 単位認定対象科目の単位認定を希望する者からの申請に基づき、学務委員会の審議を経て、決定する。
- ③ 単位認定希望者からの申請科目は、年間履修登録単位数制限には含めない。ただし、当該学期に単位認定を申請した科目を履修登録した後に履修中止を申請した場合には、この限りではない。
- ④ 単位認定の対象となる資格試験の合格等が本学部の入学前であっても、単位認定の申請を認める。
- ⑤ 単位認定対象科目の成績表記方法は、学則に従う。
- ⑥ 単位認定対象科目を既に修得している者に対しては、資格試験の合格等がなされても単位認定を行わない。
- ⑦ 単位認定を申請した者で、単位認定により3年次終了時に卒業要件単位数を充足した場合であっても、4年次の履修登録は行わなければならない。

2 申請手続き

単位認定希望者は、所定の申請方法に基づき、認定の対象となる資格試験等の合格証書又は合格を証明する書類（合格通知書等）の写しを添えて、所定の期間内に教務課に申請することとする。

附 則

- 1 この取扱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この取扱は、令和6年4月1日以降に1年次に入学した者、令和7年4月1日以降に2年次編入学・転部・転籍した者及び令和8年4月1日以降に3年次編入学・転部・転籍した者から適用する。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までに1年次に入学した者、令和3年4月1日から令和7年3月31日までに2年次編入学・転部・転籍した者及び令和4年4月1日から令和8年3月31日までに3年次編入学・転部・転籍した者の取扱については、従前の例による。
- 4 令和2年3月31日までに1年次に入学した者、令和3年3月31日までに2年次編入学・転部・転籍した者及び令和4年3月31日までに3年次編入学・転部・転籍した者の取扱については、令和2年4月1日施行の「資格試験等に係る単位認定の取扱（旧カリキュラム）」を適用する。

別 表

単位認定の対象となる資格試験等	単位認定対象科目
日商簿記検定試験 2 級 合格 全経簿記能力検定試験 1 級 合格 全商簿記実務検定試験 1 級 合格	簿記論 2
日商簿記検定試験 1 級 合格 全経簿記能力検定試験上級 合格	簿記論 3
公認会計士試験短答式試験 合格	簿記論 4, 財務会計論 2, 財務会計論 3, 原価計算論 2, 原価計算論 3, 会計監査論 2, 会計監査論 3
税理士試験 簿記論 合格	簿記論 4
税理士試験 財務諸表論 合格	財務会計論 2, 財務会計論 3
税理士試験 法人税法 合格	税務会計論 A, 税務会計論 B
税理士試験 所得税法 合格	所得税法
税理士試験 消費税法 合格	消費税法
TOEIC L&R(TOEIC IP テストは含まない) 860 点以上 TOEIC S&W(TOEIC IP テストは含まない) 310 点以上 TOEFL iBT(Home Edition を含む) 83 点以上 実用英語技能検定 1 級 合格 GTEC(Business 公開会場版) 710 点以上	英語 1, 英語 2, 英語 3, 英語 4, 英語 7, 英語 8
TOEIC L&R(TOEIC IP テストは含まない) 730 点～859 点 TOEIC S&W(TOEIC IP テストは含まない) 270 点～309 点 TOEFL iBT(Home Edition を含む) 57 点～ 82 点 実用英語技能検定準 1 級 合格 GTEC(Business 公開会場版) 580 点～709 点	英語 1, 英語 2, 英語 3, 英語 4